



座間市マスコットキャラクター「ざまりん」

しゅうがくえんじよせいど

就学援助制度について (お知らせ)

Financial Assistance for School Expenses Application

座間市では、お子さんが等しく勉強できるように経済的理由でお困りの方に対して学用品費や給食費などの費用の一部を援助しています。この援助制度を希望される方は申請書をお子さんが在学する学校又は学校教育課へ提出してください。

令和2年度に就学援助を受けていた方も令和3年度引き続き就学援助を希望される場合は、申請が必要です。

Financial assistance can be received from the board of education of our city for school supplies and school lunches, if it is determined that there is a need for this. Please submit the application form to School Education Division in Zama City Hall.

1 対象者

市内の小学校及び中学校又は国立、県立中等教育学校（前期課程）に在籍する児童・生徒の保護者で、次の要件を満たしていると認められた方です。

2 援助を受けられる目安

経済状態が生活保護世帯に準ずる程度と認められる方（所得上限、審査があります。）

例) 持ち家で下表の人数及び年齢だった場合のおおよその合計所得額です。

人数	構成(例)(令和3年4月1日現在の満年齢)	☆目安となる年間合計所得上限額
2人	保護者30歳・子7歳	約192万円
3人	保護者34歳・子9歳・5歳	約240万円
4人	父43歳・母40歳・子13歳・10歳	約330万円
5人	父36歳・母34歳・子11歳・8歳・4歳	約363万円

年間合計所得額は、お子さんと生計を一にする世帯全員の、令和2年中の所得等の合計額です。認定の結果は、人数、年齢及び家賃の有無等により異なります。

3 提出期間

令和3年4月6日(火)～5月7日(金)

5月7日(金)までに受付けをした申請については、4月分から交付対象となります。

5月10日(月)以降は随時受け付けますが、申請の翌月分から交付対象となります。

例: 5月10日(月)申請⇒6月分から交付対象

6月1日(火)申請⇒7月分から交付対象

最終受付日は、令和4年2月28日(月)です。

※証明書類が間に合わない場合は、申請書及び通帳のコピーを先に提出してください。

この場合の証明書類は、令和3年6月10日(木)(消印有効)までに、証明書の余白に学校名・学年・児童生徒氏名を記入し、座間市教育委員会学校教育課に提出してください。

4 援助の内容

振込先：保護者又は学校長の指定する口座へ振込みます。

(交付額・時期は変更になる場合があります。)

対象経費	対象者	年間交付額 (限度額)				交付時期
		小学校		中学校		
学用品費	1年生	1回 3,880円	計 11,630円	1回 7,580円	計 22,730円	8月
		2回 3,875円		2回 7,575円		12月
		3回 3,875円		3回 7,575円		3月
学用品費 通学用品費	他の 学年	1回 4,640円	計 13,900円	1回 8,340円	計 25,000円	8月
		2回 4,630円		2回 8,330円		12月
		3回 4,630円		3回 8,330円		3月
学校給食費	全学年	実費 (栗原小)		実費 (ミルク、選択式給食)		8, 12, 3月
		実費 (栗原小以外)				8月 (2学期以降毎月)
新入学学用品費	1年生	51,060円 <small>※入学準備金を受給していない方に限ります。</small>		60,000円 <small>※入学準備金を受給していない方に限ります。</small>		8月 (4月認定者)
入学準備金 ※1	6年生 未就学児	51,060円 <small>※未就学児 (次年度小学校入学予定者) に支給します。</small>		60,000円 <small>※小学校6年時に支給します。</small>		3月
修学旅行費	参加者	実費 (限度額 21,890円)		実費 (限度額 60,910円)		春実施 8月 秋実施 12月
校外活動費 キャンプ等	参加者	1,600円 実費 (限度額 3,690円)		2,310円 実費 (限度額 6,210円)		12月
体育実技用具費	該当者			座間市教育委員会学校教育課で配付		授業開始前
医療費	学校の定期健康診断で、次の疾病と診断され学校において治療の指示を受けた場合に医療券を発行 (※アレルギー性・アトピー性の疾病は援助の対象外です。) トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯寄生虫病 (虫卵保有含む) ※別の手続きが必要です。詳しくは、担当へお問い合わせください。					

※1 入学準備金

市では、就学援助の認定を受けた保護者を対象に、入学準備金を令和4年3月末に支給します。これは、入学後に支給していた「新入学学用品費」に代わるもので、入学に関わる準備費用の一部を援助するためのものです。

中学校入学準備金について

【支給対象】

令和4年3月1日時点において就学援助の認定を受け、令和4年4月に座間市立中学校、国立中学校または神奈川県立中等教育学校 (前期課程) に入学予定の小学6年生の保護者

- ・就学援助の認定を受けているが、転出や私立中学校入学等のため入学準備金受給対象にならない場合は、**辞退届**の提出が必要になります。
- ・辞退届は学校教育課窓口へ持参または郵送で提出してください。
- ・辞退届の様式は学校教育課窓口で配付またはホームページからダウンロードできます。
- ・「8その他 (注意事項)」もご確認ください。

小学校入学準備金について

【支給対象】

令和4年2月1日時点において就学援助の認定を受け、令和4年4月に座間市立小学校、国立小学校に入学予定の未就学児の保護者

- ・詳しい内容は、令和3年12月頃に送付する「就学通知書」に同封する書類をご覧ください。
- ・「8その他 (注意事項)」もご確認ください。

5 提出書類

- ①就学援助申請書兼委任状・口座振込依頼書 ※申請書は座間市ホームページからダウンロードもできます。
- ②振込先金融機関の通帳の支店名・口座番号・名義欄のコピー
- ③証明書類（下表1～5に該当する方はご提出ください。）

証明書類が必要な方	証明書類
1. 賃貸住宅に居住し家賃の支払いをしている。	○民間住宅⇒契約書等のコピー ○公営住宅⇒納付通知書等のコピー ※契約者名、家賃額、契約期間が記載されている必要があります。添付されていない場合、認定基準には加算されません。 公営住宅の納付通知書は現年度のを提出してください。
2. 令和3年1月2日（土）以降に座間市に転入した。	次のいずれか1つ（収入がある方全員の分が必要です。） ①令和2年分確定申告書(控)又は市県民税申告書(控)のコピー ②令和3年度課税(又は非課税)証明書のコピー ※令和3年1月1日（金）現在、住民登録していた市区町村で、おおむね6月1日（火）以降に発行されます。
3. 単身赴任又は別居等で座間市外に住民登録をしている。	③マイナンバー同意書（他市区町村の課税情報を閲覧） ※令和3年1月1日（金）現在、住民登録していた市区町村が保有する課税情報を閲覧することについての同意書を提出すれば、①又は②の提出は不要です。同意書は学校教育課で配付しますので、事前にご連絡ください。
4. 現在、失業している。	離職証明書又は雇用保険受給資格者証のコピー
5. 令和2年分の所得について令和3年3月15日（月）以降に申告した。	令和2年分確定申告書又は令和3年度市県民税申告書のコピー

※お子さんが小学校と中学校の両方に在学しているときは、申請書は学校ごとに作成してください。この場合、証明書類は中学生の申請書にのみ添付してください。

※認定審査は、お子さんと生計を一にする世帯全員の令和2年中の所得により審査します。そのため、同一世帯内に所得等の申告をしていない方がいる場合は、審査ができませんので所得の有無にかかわらず、申請する前に税務署又は市役所市民税課で申告をお済ませください。

6 提出先

- ①お子さんが在学している小学校又は中学校
- ②座間市教育委員会学校教育課窓口（市役所5階）
- ③郵送（5月7日（金）消印有効）送付先：座間市教育委員会学校教育課

7 援助の決定

援助の決定については、7月下旬までに郵送で通知する予定です。

キ リ ト リ

《送付先・問い合わせ先》（切手を貼って郵送してください。）

〒252-8566

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市教育委員会 学校教育課 行

☎ 046-252-8739（直通）



8 その他（注意事項）

申請書は、市内小中学校又は座間市教育委員会学校教育課で配付します。

令和3年2月下旬から、座間市ホームページでもダウンロードすることができます。

- ①教育長が住民基本台帳及び課税資料を閲覧することについて、同意が必要です。
申請書は同意書を兼ねています。
- ②教育長が公的扶助（児童扶養手当等）の受給状況を照会することについて、同意が必要です。申請書は同意書を兼ねています。
- ③申請書及び添付書類に不備があった場合は、教育長が確認等を行うことがあります。
なお、規定する日までに補正が行われなかった場合は、就学援助の申請を辞退したものととして扱うことがあります。
- ④認定された場合、対象経費は原則として保護者の口座に振込みます。ただし、必要に応じて対象経費の受領及び返納の権限を学校長に委任することがあります。申請書は委任状を兼ねています。
- ⑤認定前に、学校で集金されるものは通常通りお支払ください。
- ⑥学用品費は定額で、学校の教材費として集金される額とは異なります。
年3回（8月、12月、3月）交付します。
- ⑦給食費については次のとおり交付します。
【小学校】4～7月分は8月に交付し、2学期以降は学校長口座へ振込みます。
【中学校】年3回（8月、12月、3月）交付します。
【栗原小】年3回（8月、12月、3月）交付します。
- ⑧入学準備金について、注意事項は次のとおりです。
 - 次のいずれかに該当したときには、入学準備金を返還していただきます。
 - ・入学準備金受給後から小・中学校へ入学する前に座間市外へ転出した場合
 - ・令和4年4月に座間市立小・中学校、国立小・中学校または神奈川県立中等教育学校（前期課程）に入学しなかった場合
 - 小学6年生、未就学児（年長）で受給できる入学準備金と小・中学1年生で受給できる新入学学用品費を重複して受給することはできません。
 - 他市区町村で既に入学準備金（入学準備金に準ずるものを含む）を受給している場合は支給対象外です。
- ⑨申請内容に変更（氏名、世帯の構成内容、口座情報等）が生じた場合は、速やかに届出てください。
- ⑩毎年度申請が必要ですのでご注意ください。（毎年4月受付開始）

※申請をする方は、就学援助制度の確認及び問い合わせの際に、この「お知らせ」を使用するので、捨てないようにしてください。

事務担当：座間市教育委員会 学校教育課

☎ 046-252-8739（直通）

